

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見等に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により出水市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和2年10月9日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

令和2年10月9日

鹿児島県知事 塩田康一

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

西松屋新鹿児島出水店

出水市中央町1543番，外2筆

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第5条第1項の規定による新設に関する届出

令和2年5月14日

3 意見の概要

- (1) 駐車場出入口付近にフェンスや壁木等を設置する場合は、周囲の見通しが悪くならないよう配慮すること。
- (2) 開店当時及び売り出しの時期においては、交通量の増加による交通渋滞が予想されるので、駐車場の確保並びに交通整理員及び看板等による誘導を行うこと。
- (3) 申請地は、騒音規制法に基づき以下の区域に指定されております。
  - ア 特定工場等において発生する騒音規制に関する基準第2種区域
  - イ 特定建設作業に伴って発生する騒音規制に関する基準第1号区域
  - ウ 特定工場等において発生する振動規制に関する基準第1種区域
  - エ 特定建設作業に伴って発生する振動規制に関する基準第1号区域
- (4) 届出中の騒音事前調査結果では、本市の規制基準を満たすものとされておりますが、以下の点に十分留意してください。
  - ア 周辺の住環境には十分配慮し、騒音対策を徹底し、廃棄物回収、物品の搬出入時の作業騒音は特に注意すること。
  - イ 建設作業において、騒音規制法及び振動規制法の特定建設作業に該当するものがあるときは、法を遵守すること。
  - ウ 廃棄物の処理に関しては、関係法令に基づき適切な処理を行い、ごみの減量化及び再資源化に可能な限り努めること。
  - エ 上記及びこれ以外の件に対し苦情等が発生した場合は、関係機関の指示に従い、自己の責任において迅速かつ適正に処理すること。
- (5) 出水市上知識町850番 外17筆については、農業振興地域の農用地区域外となっており、大規模小売店舗の新設自体に問題はないと考えられる。

しかし、建設地周辺の農地については、外灯及び防犯灯の夜間点灯により農作物の成育に支障を生じないように注意すること。

- (6) 機材等の搬入搬出をする際や工事の際には、市道及び法定外公共物の施設等を汚損しないこと。
- (7) 土砂、汚水、油等を水路に流出させないこと。
- (8) 万が一、上記に反するような事態が生じた場合、それぞれの施設管理者に報告し、指示を仰ぐこと。
- (9) 市道及び法定外公共物の工事を行う際は、必ず工事施行承認申請を行うこと。
- (10) 鹿児島県屋外広告物条例及び施行規則により、店舗所在地は第3種制限地域に該当するため、敷地内全ての広告物の合計面積が20㎡を超える場合は、屋外広告物許可申請を行うこと。
- (11) 3,000㎡以上の開発、延べ面積が500㎡を超える建築物の新築又は高さが4 mを超える広告塔の新築等を行う場合は、事前に市と協議し、景観法第18条第2項及び出水市景観条例施行規則第8条に基づき行為着手の30日前までに届出を行うこと。
- (12) 建設予定地の周辺については、児童・生徒の通学路となっている。特に登下校時の安全対策については、十分配慮すること。